（法第五十六条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等）

第四十一条　法第五十六条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第七の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三　指定に係る認定地域活性化総合特別区域計画の作成又はその実施について協議をした地域協議会の構成員であることを証する書類

四　第三十七条第一号及び第二号に掲げる要件に適合することを証する書類

五　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定国際戦略総合特別区域計画に係る法第二十八条第一項の指定申請手続又は他の認定地域活性化総合特別区域計画に係る法第五十六条第一項の指定申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3　内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

5　内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一　不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、指定金融機関が地域活性化総合特区支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

6　内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

7　内閣総理大臣は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

附　則

この府令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

別記様式第１の１（第８条関係）

国際戦略総合特別区域指定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

総合特別区域法第８条第１項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域について指定を申請します。

1　指定申請に係る区域の範囲

2　指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

3　目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の２（第10条関係）

国際戦略総合特別区域の指定の解除申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

指定地方公共団体の長の氏名　　印

年　月　日付けで指定を受けた国際戦略総合特別区域について、総合特別区域法第８条第９項の規定に基づき、当該国際戦略総合特別区域の指定の解除について申請します。

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の３（第10条関係）

国際戦略総合特別区域の変更申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

指定地方公共団体の長の氏名　　印

年　月　日付けで指定を受けた国際戦略総合特別区域について下記のとおり変更したいので、総合特別区域法第８条第９項の規定に基づき、当該国際戦略総合特別区域の区域の変更について申請します。

1　変更事項

2　変更事項の内容

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の４（第11条関係）

国際戦略総合特別区域計画認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

指定地方公共団体の長の氏名　　印

総合特別区域法第12条第１項の規定及び同法附則第３条に規定する措置に基づき、国際戦略総合特別区域計画について認定を申請します。

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2　法第12条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第３条に規定する措置」の文字を、法附則第３条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第12条第１項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：

1　国際戦略総合特別区域の名称

2　特定国際戦略事業の名称

3　国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

4　その他国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

別紙　特定国際戦略事業関係

注　１から４までに掲げる事項について、記載するよう努めること

別紙

1　特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項

2　特定国際戦略事業ごとの特別の措置の内容

3　その他特定国際戦略事業に関する事項

注　特定国際戦略事業ごとに作成すること

第明治三十五種郵便物認可　平成二十三年三月三十一日